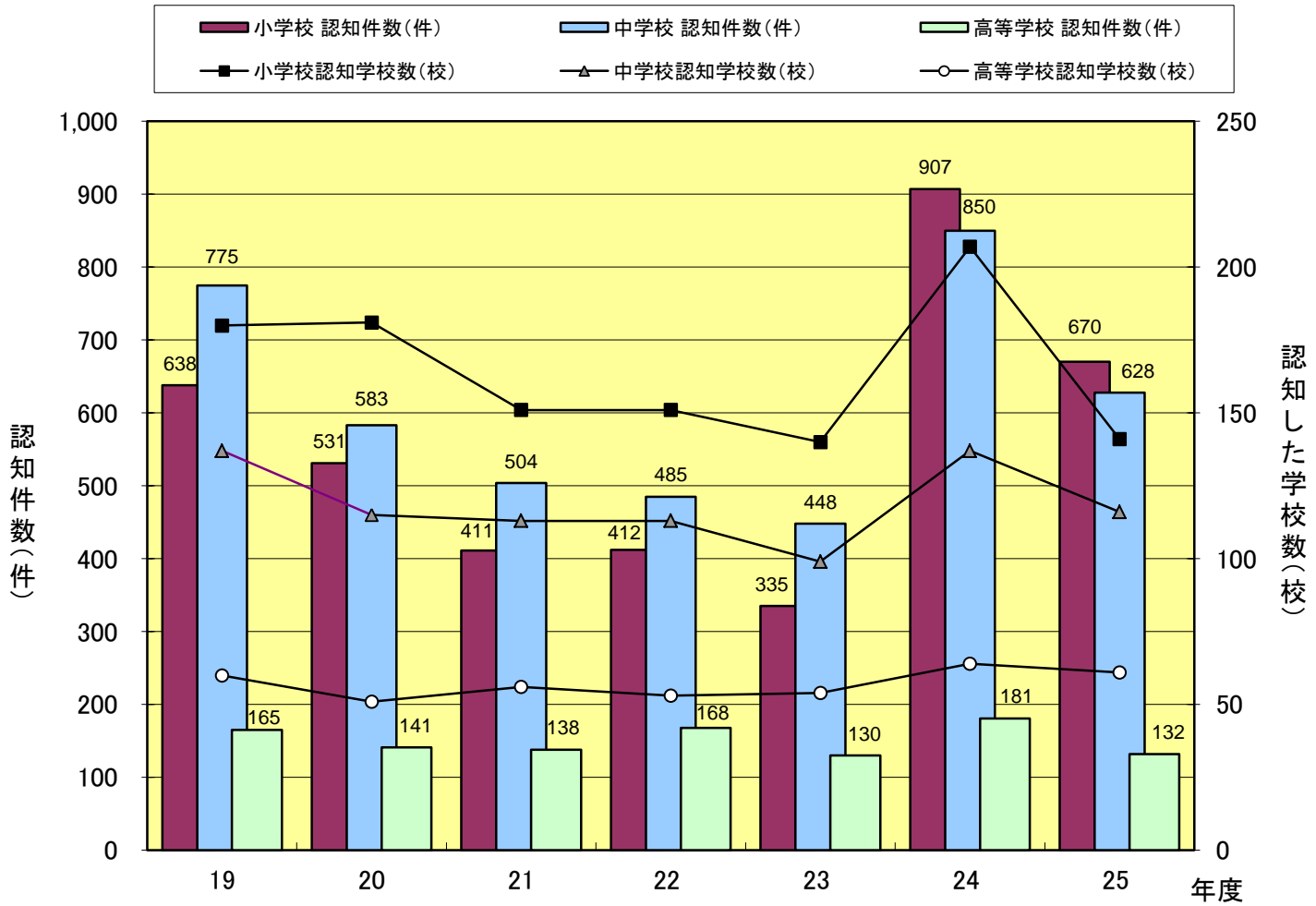


平成25年度 いじめの状況について

(県内国公立・小中高特別支援学校)

教学指導課心の支援室

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移



年度		19	20	21	22	23	24	25
小学校	認知した学校数(校)	180	181	151	151	140	207	141
	認知件数(件)	638	531	411	412	335	907	670
	前年度増減	▲ 213	▲ 107	▲ 120	1	▲ 77	572	▲ 237
中学校	認知した学校数(校)	137	115	113	113	99	137	116
	認知件数(件)	775	583	504	485	448	850	628
	前年度増減	▲ 134	▲ 192	▲ 79	▲ 19	▲ 37	402	▲ 222
高等学校	認知した学校数(校)	60	51	56	53	54	64	61
	認知件数(件)	165	141	138	168	130	181	132
	前年度増減	▲ 50	▲ 24	▲ 3	30	▲ 38	51	▲ 49
特別支援学校	認知した学校数(校)	1	1	2	2	1	5	7
	認知件数(件)	1	1	2	2	1	22	25
	前年度増減	▲ 5	0	1	0	▲ 1	21	3
合計	認知した学校数(校)	378	348	322	319	294	413	325
	認知件数(件)	1,579	1,256	1,055	1,067	914	1,960	1,455
	前年度増減	▲ 402	▲ 323	▲ 201	12	▲ 153	1,046	▲ 505

(注) 1 調査名：文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。
 3 平成25年度調査対象校：県内国立・公立・私立小・中・高・特別支援学校計726校

2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳

〔単位:件〕

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計			
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計	
小学校	47	34	39	31	57	55	63	47	87	82	66	62	359	311	670	
中学校	143	134	118	107	56	70							317	311	628	
高等学校	45	33	22	11	20	1							87	45	132	
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2	5
	中学部	0	0	4	4	2	0							6	4	10
	高等部	1	1	1	2	5	0							7	3	10
合 計													779	676	1,455	

3 いじめ発見のきっかけ

〔単位:件、%〕

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	(構成比)
アンケート調査などの学校の取組により発見	297	169	35	1	502	(34.5)
本人からの訴え	119	171	38	1	329	(22.6)
学級担任が発見	80	107	19	20	226	(15.5)
本人の保護者からの訴え	112	96	15	0	223	(15.3)
他の児童生徒からの情報	17	29	8	1	55	(3.8)
学級担任以外の教職員が発見	11	28	11	1	51	(3.5)
他の保護者からの情報	27	15	3	1	46	(3.2)
学校以外の関係機関からの情報	5	4	3	0	12	(0.8)
養護教諭が発見	1	9	0	0	10	(0.7)
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0	0.0
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	0	0	0.0
その他(匿名による投書など)	1	0	0	0	1	(0.1)
計	670	628	132	25	1,455	(100.0)

4 いじめの態様 (複数回答)

〔単位:件、%〕

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	(構成比)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	488	438	78	18	1,022	(50.2)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	183	97	15	8	303	(14.9)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	145	120	11	1	277	(13.6)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	65	46	12	0	123	(6.0)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	41	40	12	2	95	(4.7)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	10	42	29	2	83	(4.1)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	20	33	12	2	67	(3.3)
金品をたかられる。	5	7	8	0	20	(1.0)
その他	18	21	5	0	44	(2.2)
計	975	844	182	33	2,034	(100.0)

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況

区分		解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計
		率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	件数
小学校	県	92.1	6.1	1.5	0.3	670
	国	90.0	8.2	1.6	0.2	118,805
中学校	県	75.5	20.4	4.0	0.2	628
	国	84.4	12.0	3.2	0.4	55,248
高等学校	県	90.2	8.3	0.0	1.5	132
	国	87.1	8.4	2.7	1.7	11,039
特別支援学校	県	36.0	4.8	1.6	0	25
	国	82.2	14.6	2.9	0.4	768
合計	県	83.8	13.2	2.7	0.3	1,455
	国	88.1	9.4	2.2	0.3	185,860

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 [単位:%]
[複数回答]

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	県	96.8	94.4	83.1	65.0	92.9
	国	98.9	96.3	85.3	74.9	95.5
個別面談の実施	県	81.2	93.9	72.6	90.0	83.4
	国	81.5	91.5	78.8	65.0	83.4
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	県	88.3	93.4	8.1	75.0	75.5
	国	53.7	76.7	12.1	38.7	53.4
家庭訪問	県	59.7	65.2	21.8	50.0	54.4
	国	62.8	67.7	23.2	39.2	57.6
その他	県	4.8	3.0	4.8	5.0	4.3
	国	4.9	5.1	4.2	11.0	5.0

7 いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定および「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(平成26年10月1日時点) [単位:%]

「学校いじめ防止基本方針」				「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」			
区分		策定済	策定に向けて検討中	区分		設置済	設置に向けて検討中
小学校	県	99.7	0.3	小学校	県	99.5	0.5
	国	97.7	2.1		国	98.8	1.1
中学校	県	100.0	0.0	中学校	県	99.5	0.5
	国	96.1	2.7		国	98.6	1.2
高等学校	県	97.2	2.8	高等学校	県	97.2	2.8
	国	92.1	4.7		国	97.1	2.5
特別支援学校	県	100.0	0.0	特別支援学校	県	100.0	0.0
	国	94.1	5.5		国	97.2	2.7
合計	県	99.4	0.6	合計	県	99.2	0.8
	国	96.4	2.7		国	98.5	1.4

※構成比の母数については、未回答の学校数を含むため、構成比を合計しても100%とならない場合がある。

8 課題と今後の対応

(1) 現状

- いじめの認知件数は前年と比較して、505 件減少した。男女とも中学校 1 年生で最大となる。
- いじめ発見のきっかけは、「アンケート調査などの学校の取組により発見」「本人からの訴え」「学級担任が発見」、「本人の保護者からの訴え」の順に多い。
- いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占める。高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が 2 番目となっている。
- いじめの現在の状況は、「解消しているもの」が 83.8% である。
- いじめの日常的な実態把握の取組として、アンケートを実施している学校は 92.9% である。
- 「学校いじめ防止基本方針」を策定した学校は 99.4% であり、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置した学校は 99.2% である。

(2) 課題

- いじめの早期発見と早期解消
- いじめを許さない学校・学級づくり

(3) 今後の対応

- いじめ防止対策推進法および国・県の基本方針に基づいた取組の推進
- いじめの未然防止と児童生徒のコミュニケーション能力の育成
 - ・ 自己有用感を高めるための、「居場所づくり」「絆づくり」に配慮した行事の実施や授業改善の推進
 - ・ 「いじめは絶対に許されない」という意識を深め、人権教育や道徳教育を推進
 - ・ 携帯電話やインターネット利用における情報リテラシー及び情報モラル教育の推進
- いじめの早期発見と迅速な対応のための相談体制、支援体制の充実
 - ・ 教育活動全体を通じた児童生徒理解に基づく信頼関係の構築
 - ・ スクールカウンセラーの配置、24 時間いじめ相談電話、こどもの権利支援センターによる相談
 - ・ 人権教育講師（いじめの被害者や関係者）の学校への派遣
- いじめ問題に係る校内指導体制の確立
 - ・ いじめは「どの学校、どの子にも起こり得る」という基本認識を持ち、いじめられた児童生徒の立場に寄り添った問題解決
 - ・ 各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」による対応
 - ・ 学校設置の組織によるアンケート調査や保護者等との連携
 - ・ いじめる児童生徒に対する毅然とした対応と粘り強い指導
 - ・ いじめ問題に関する校内研修の計画的な実施
- その他
 - ・ いじめ問題に関する条例の検討
 - ・ 教育長通知「いじめの問題に関する取組の徹底について」（平成 25 年 1 月 30 日付）に基づいた取組と「いじめ問題への取組チェック表：学校用」の活用